

原議保存期間	30年(令和32年3月31日まで)
有効期間	一 種(令和32年3月31日まで)

各 地 方 機 関 の 長 殿
各 都 道 府 県 警 察 の 長

(参考送付先)

各 附 屬 機 関 の 長

警 察 庁 丙 交 企 発 第 6 9 号

令 和 元 年 1 2 月 2 日

警 察 庁 交 通 局 長

原動機を用いる軽車両の型式認定制度の運用等について

この度、道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和元年内閣府令第31号）により、原動機を用いる軽車両の型式認定制度が新設されたことに伴い、原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則の一部を改正する規則（令和元年国家公安委員会規則第5号）が制定され、本年12月1日付けで施行された。

原動機を用いる軽車両の型式認定制度の概要及び運用上の留意事項は、別紙のとおりであるので事務処理上遺漏のないようにされたい。

別 紙

(凡例)

「府令」とは、道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和元年内閣府令第31号。以下「改正府令」という。）による改正後の道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）を、「規則」とは、原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則の一部を改正する規則（令和元年国家公安委員会規則第5号。以下「改正規則」という。）による改正後の原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則（平成4年国家公安委員会規則第19号）をいうこととする。

第1 原動機を用いる軽車両の型式認定制度の概要

1 型式認定の実施

原動機を用いる軽車両の製作又は販売を業とする者は、その製作し、又は販売する模擬運転装置の型式について国家公安委員会の型式認定を受けることができることした（府令第39条の2の2第1項）。

2 型式認定の基準

1の型式認定は、原動機を用いる軽車両が府令第1条の2の2に定めるものに該当するものであるかどうかを判定することによって行うこととした（府令第39条の2の2第2項）。

3 型式認定の申請

(1) 1の認定を受けようとする者は、所定の様式の申請書を提出し、かつ、当該型式の原動機を用いる軽車両を提示しなければならないこととした（府令第39条の2の2第3項において準用する第39条の2第3項並びに規則第1条及び別記様式第1）。

(2) (1)の申請書には、次に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならないこととした（府令第39条の2の2第3項において準用する第39条の2第4項）。

ア 諸元、外観等当該型式の内容に関する事項

イ 製作方法、検査方法等当該型式の原動機を用いる軽車両の製作における均一性を明らかにする事項

ウ 指定試験機関が行う当該型式についての試験の結果及びその意見

4 型式認定番号の表示等

(1) 国家公安委員会は、1の認定をしたときは、当該認定に係る型式認定番号を指定して申請者に通知することとし、所定の事項を公示することとした（府令第39条の2の2第3項において準用する第39条の2第5項及び規則第10条）。

(2) 1の認定を受けた者は、次に掲げる事項を当該認定に係る型式の原動機を用い

る軽車両に表示するものとする（府令第39条の2の2第3項において準用する第39条の2第6項及び規則第11条）。

ア (1)の型式認定番号

イ 原動機を用いる軽車両の製作等の時期又はその時期を表す略号

ウ 認定を受けた者の氏名又はその氏名を表す略号

5 変更等の届出

1の認定を受けた者は、3(1)の申請書の記載事項に変更があった場合等においては、所定の様式の届出書を提出することにより、速やかにその旨を国家公安委員会に届け出ることとした（府令第39条の2の2第3項において準用する第39条の2第7項並びに規則第12条及び別記様式第2）。

6 認定の取消し

(1) 国家公安委員会は、1の認定を受けた型式の原動機を用いる軽車両の製作における均一性が確保されていないと認められるとき等は、認定を取り消すこととした（府令第39条の2の2第3項において準用する第39条の2第8項）。

(2) 国家公安委員会は、1の認定を取り消そうとするときは、当該認定を受けた者に対し、あらかじめ弁明等の機会を与えることとし、当該認定を取り消したときは、当該取消しを受けた者にその旨を通知するとともに、所定の事項を公示することとした（規則第13条）。

7 標章の貼付け

1の認定を受けている者は、当該認定に係る型式の原動機を用いる軽車両に所定の様式の標章（以下「T Sマーク」という。）を貼り付けることができることとした（規則第14条及び別記様式第3）。

8 表示の届出等

1の認定に係る型式の原動機を用いる軽車両に氏名の略号等を表示した者又はT Sマークを貼り付けた者は、所定の届出書を提出することにより、速やかにその旨を国家公安委員会に届け出ることとした（規則第15条及び別記様式第4）。

第2 運用上の留意事項

1 型式認定の判定基準

原動機を用いる軽車両に係る型式認定についての判定は、別添に定める基準により行うこととする。

2 指定試験機関の指定

原動機を用いる軽車両の型式認定に係る指定試験機関として、公益財団法人日本交通管理技術協会が指定されている（令和元年国家公安委員会告示第46号）。

3 型式認定制度の周知等

(1) 原動機を用いる軽車両の製作者等への周知

型式認定は、型式認定を受けようとする者の申請に基づき行われるものであるが、原動機を用いる軽車両の利用者の利便の促進を図り、交通安全に資するものであることについての理解を得るために、原動機を用いる軽車両の製作者等に対し、型式認定制度の趣旨等の周知徹底を図ること。

(2) 原動機を用いる軽車両の利用者への推奨

府令で定めるものに該当しない原動機を用いる軽車両は、自動車又は原動機付自転車に該当することとなることから、利用者に対し、型式認定を受け、府令第1条の2の2に定めるものに該当していることが明確である原動機を用いる軽車両を使用するよう推奨すること。

(3) 原動機を用いる軽車両に係る交通事故があった場合の措置

原動機を用いる軽車両に係る交通事故があった場合において、当該原動機を用いる軽車両が型式認定を受けているものでないときは、当該原動機を用いる軽車両が府令で定めるものに該当するものであるかどうかについて調査を行い、府令第1条の2の2に定めるものに該当していないことと当該交通事故との間に因果関係が認められるときは、型式認定に係る原動機を用いる軽車両の使用に関する広報啓発の強化等必要な措置を講ずること。

4 TSマーク

TSマークについては、それを貼り付けることで、型式認定を受けた者が製作し、又は販売する原動機を用いる軽車両について、認定に係る型式との均一性が確保されていることを外観上明確にして、利用者の一層の便宜を図るとともに、TSマークの貼り付けられた原動機を用いる軽車両の普及により、交通安全の推進を図ろうとするものである。

原動機を用いる軽車両の型式認定基準

構造及び性能の基準	試験の方法
	<p>0 共通事項</p> <p>テスト用軽車両は次のとおりとする。</p> <p>ア 軽車両は標準装備される全てのアクセサリーを取り付け、使用することができる状態にする。</p> <p>イ ホイールベース等大きさが調整することができるものについては、最大値にセットする。</p>
<p>1 車体の大きさ</p> <p>車体の大きさは、次に掲げる長さ、幅及び高さを超えないこと。</p> <p>ア 長さ：4.00m</p>	<p>1 車体の大きさ</p> <p>車体の大きさの測定は、次のとおりとする。</p> <p>ア 長さ</p> <p>軽車両の最前点と最後点の間の水平距離を測定する。</p>
<p>イ 幅：2.00m</p> <p>ウ 高さ：3.00m</p>	<p>イ 幅</p> <p>軽車両の左右方向の最大距離を測定する。</p> <p>ウ 高さ</p> <p>路面から軽車両の最高点までの垂直距離を測定する。</p>
<p>2 車体の構造</p> <p>車体の構造は、次に掲げるものであること。</p> <p>ア 原動機として、電動機を用いること。</p> <p>イ 歩きながら運転するものであること。</p> <p>ウ 運転者が当該車から離れた場合には、原動機が停止すること。</p>	<p>2 車体の構造</p> <p>車体の構造の確認は、次のとおりとする。</p> <p>ア 電動機以外の原動機を備えていないことを確認する。</p> <p>イ 次の事項について確認する。</p> <p>(ア) 軽車両に運転者のための乗車装置がないこと。</p> <p>(イ) 運転者が乗車装置以外の部分に容易に乗車することができないものであること、又は運転者が乗車装置以外の部分に乗車した場合には原動機が容易に作動しないなどの仕組みがあること。</p> <p>(ウ) 支障なく歩きながら運転できること。</p> <p>ウ 軽車両を離した場合には、原動機が停止することを確認する。</p>